

## 平成28年度12月期福岡家庭裁判所委員会議事要旨

### 1 開催日時

平成28年12月13日（火）午後1時40分

### 2 場 所

福岡家庭裁判所大会議室

### 3 出席委員

江島滋美委員，大庭英次委員，鬼束信安委員，久保井撰委員，佐藤道恵委員，白井健二委員，白石哲委員，渡口鶴委員，長倉哲夫委員，野崎彌純委員，橋山吉統委員（五十音順）

### 4 事務担当者

伊藤雅之事務局長，坂口宜隆総務課長

### 5 テーマ

家庭裁判所における広報活動について

### 6 議事概要

#### (1) 開会

#### (2) 白石委員（福岡家裁所長）あいさつ

#### (3) 委員長の選任

委員の互選により，白石委員が委員長に選任された。

#### (4) 委員長代理の指名

委員長は，佐藤委員を委員長代理に指名した。

#### (5) 新任委員自己紹介（江島委員）

#### (6) 協議

#### ア 説明

家庭裁判所における広報活動について，総務課長から説明を行った。

## イ 意見交換

(以下、発言者は、◎委員長、○委員、◇事務担当で略記する。)

- ◎ 本日は、福岡家裁の一般広報と人材確保のための広報の2本立てで意見交換を進めたい。

一般広報については、主に以下の3点について御意見をいただきたい。

まず、広報イベントの参加者募集活動について、現在、独自の広報予算がない中、ウェブサイトへの掲載、新聞・生活情報誌への掲載依頼、公共機関へのチラシ配布等を行っているが、この他に、こういった組織やツールを利用してはどうかという御意見をいただきたい。

2点目に、現在当庁で行っているナイトツアーや成年後見制度説明会などの広報活動においては、基本的に、対象者を絞らずに広く参加者を募集しているが、どのような人を参加対象者とするか、あるいは、参加対象者の絞り方について御意見をいただきたい。

3点目に、当庁のナイトツアーでは、少年審判の状況を職員が実演する方式、成年後見制度説明会では、最高裁製作のDVDを見ながら、職員がパネルディスカッション方式で説明を加えるという方式をとっているが、もう少しこうすればよいのではないかといった、企画の内容面に関する御意見をいただきたい。

- 福岡家裁のナイトツアー等で、募集段階でマスコミにリリースし、大学へチラシを配るという説明だったが、具体的にはどのようなことをしたのか。

- ◇ 記者クラブの記者に、イベントの日時や内容等を記載した書面を交付して新聞掲載等を依頼した。大学に対しては、ナイトツアーのチラシ等を配布し、必要に応じてイベント内容の説明を加えな

がら、教員の方を通じて学生への周知を依頼するなどした。

- 成年後見制度説明会への参加者募集段階で、市政だよりへの掲載を依頼したということだが、市政だよりにはなかなか掲載してもらえないのではないか。また、公民館等の公的機関には、チラシ等を直接送って掲示等を依頼しているのか。
- ◇ 成年後見制度説明会は、福岡市との共催なので、市政だよりへの記事掲載については、比較的優先的に扱ってもらっている。公民館等の公的機関に対しては、市を通じてチラシ等を配布している。
- 広報イベントへの参加者には、どのような広報媒体を見て参加している人が多いか。
- ◇ アンケート結果によると、市政だよりや生活情報誌を見て参加する方が比較的多い。なお、市政だより等は、掲載後、ある程度の期間、参加に関する問い合わせが増えるが、新聞に掲載された場合は、掲載直後の問い合わせが増える傾向にある。
- 成年後見制度説明会は、150人募集して参加者が85人だったとのことだが、ナイトツアーはどうだったのか。
- ◇ 成年後見制度説明会は、申し込みは100人を超えていたが、当日の天候不順もあり、実際の参加者は85人だった。ナイトツアーは30人募集していたところ、40人を超える方から問い合わせがあった。ナイトツアーは、通常の勤務時間外に実施することから、限られた職員で手厚く対応する態勢をとるため、参加者を30人に限定した。
- 広報イベントの参加者募集にあたっては、公的機関への周知、生活情報誌への掲載依頼等をしているようだが、そのような旧来の媒体に加えて、新聞社におけるイベントや一部の自治体でも既に利用されているように、ツイッター、フェイスブック、ユーチュ

ーブ等の新しいツールの利用を検討してはどうか。

新聞への掲載依頼も行っているようだが、その際は、記者に対して、核となる内容や何を売りにしているのかを具体的にアピールしたほうがよい。手続の説明のみでは面白そうとは思われないだろう。例えば、具体的事例を扱っている裁判官、家庭裁判所調査官が仕事のやりがい、喜び、葛藤等を赤裸々に語るような内容であれば、面白いと思われるのではないか。裁判所職員を志す方に対する広報の場合は、なおさら、仕事の概要の説明だけではなく、中身に突っ込んだ話が聞けるようにしたほうがよい。

- 医療事故に関する電話相談やLGBTに関する電話相談を開設したことがある。市政だよりにお知らせ記事の掲載を依頼しても、市との共催でないとなかなか掲載してくれないが、掲載があれば必ずアクセスがある。また、新聞の催し物欄に掲載してもらったこともあるが、イベントの中身が何なのかが分からない記事だと反応が少ないという印象である。

LGBTに関する電話相談では、夕方のテレビニュースで相談の様子を放映してもらったが、そのときは、放映の後も夜まで相談を受け付けていたのに、放映後は1件も相談がなかった。

一方で、医療事故に関する電話相談では、医療事故調査制度の内容の詳細も含めて、お昼のニュースで放映してもらったところ、放映以後2時間半で相談件数が41件にのぼったことがあった。

周知のタイミングや内容が大切だと実感した次第である。

裁判所の広報企画においても、申込期限の少し前に、イベントの内容、過去に開催したイベントの様子などを、普通は市民の方が知ることができない裁判所職員の声、顔が見える形でアピールできればよいのではないか。さらに、例えば、家庭裁判所の手続を利用し

て自分の人生がこんなふうになくなったという人に出演してもらうことも考えられるのではないか。

- 前にいた部署が総務関係の部署であり、広報イベントも手掛けていた。行政機関との共催は、予算を使わずに県や市の資源を利用させてもらえる点でありがたかった。裁判所の広報企画において福岡市との共催が実現しているのであれば、北九州市や県との共催も試みてはどうか。自治体に出向していた際は、例えば、飲酒運転撲滅運動において、自治体がそれに取り組んでいる姿を市民の方に知ってもらうこと自体も目的の一つであると上司に言われたことがある。裁判所の広報活動においても、イベントへの参加人数はともかく、事前告知、周知を色んなツールを利用して行うこと自体にも意味があるのではないか。

- 私も前任の部署が広報を担当する部署であり、広報にかかる予算は大きくない中、効率良く広報するためにはどうすればよいか苦労した思い出がある。

今所属する組織においても、裁判所と同じく、業務内容を国民の皆様を知っていただくとともに、次代を担う若い世代にもアピールして人材を確保しなければならない、ということで広報を大変重視している。幸い、私が所属する組織では、広報にあたって、見ごたえのある施設、設備、活動内容がある。裁判所は、その点では、なかなか厳しい面もあると思う。

ところで、以前、家庭裁判所を取り上げたある漫画が出版された当時は、家庭裁判所、裁判官、家裁調査官が大変注目を浴びた。その漫画の作者の一周忌にあたり、「語る会」に出席したところ、「あの本を読んで司法を目指した」という人が結構いた。こういった、司法をテーマにしてくださる著名な方と関係を持って一緒に広報

をするのも一つのアイデアだと思っている。

また、現在、各省庁では、ツイッターやフェイスブックを利用して情報を発信することが多く、ホームページもここ数年で相当見やすくなっている。さらに、中央の省庁だけでなく、各地の関連施設のホームページもあって、地元の方がそのホームページから情報を得ることができる、といった工夫も少しずつ進んでいる。

行政機関の職員が取り上げられている映画であれば、そのポスターに当該省庁の名称が掲載されることもあるので、最高裁にその辺りの働きかけを提案してみたり、裁判所における裁判手続、その後の矯正施設における教育、社会復帰までの流れを、関係各機関が一緒に広報することも考えらえるのではないか。

- コストがかからず、効果が高い事前告知の方法としては、路線バスの車内に、沿線の催し物として掲示してもらおう方法がある。

また、少年補導員というボランティアを広報のターゲットとしたり、スクールサポーター、スクールソーシャルワーカーが集まる研修会において何らかのタイアップを行うことも可能だと思う。

- ◎ 続いて、人材確保のための広報活動についての意見交換を行いたい。

裁判所職員には転勤があり、中でも家裁調査官は全国転勤である。このことが影響してか、採用試験を受験する人が減少してきている。広報のターゲットをどういう人に絞るのか、人材の供給源である大学への働きかけをどうすればよいか、といった点について御意見をいただきたい。

- 裁判所と同じく、私が所属する組織でも人材確保は大きな課題となっている。現在実施している取組みとしては、夏休みに、中学、高校の教職員に集まってもらい、職員から業務説明を行って、施設

見学をしてもらったりしている。また、中学、高校から要請があれば、こちらから出向いたり、来てもらったりして生徒さんにお話をする機会を設けるなどしている。このように、大学生だけでなく中学生、高校生への広報活動も行っている。

- 基本的に、大学生をターゲットとして採用広報を行うこととなると思うが、小中高校生に対しても、社会一般の法教育として、そして将来の採用も見据えて広報活動を行うことが重要であり、効果も上がるのではないか。大学生への広報の在り方としては、OBのついでで授業を1コマ担当させてもらうなど、実際に顔を出して語る形の広報は効果があると思う。

ところで、インターンシップも広報効果が高いと思われるが、裁判所では、インターンシップを実施しているのか。

- ◇ 本年度、東京で、家裁調査官業務についてインターンシップが実施されたと聞いている。

- 公務員志望者であれば公務員試験のための専門学校に通う人が多いので、そういった専門学校とタイアップしたりクルートもできるのではないか。

- 一般の家庭においては、裁判所との関わりはほとんどないのが普通なので、裁判所の機能、裁判所職員の仕事のことを知らない人が大半だと思われる。そこで、広報にあたっては、家庭裁判所で相談してトラブルが解決した、生活がうまくいくようになったといった具体的事例を紹介して、裁判所の仕事はやりがいのあるものであることを知らせる場がたくさんあればよい。

例えば、学校の卒業生が生徒に対し、自分の職業紹介をすることがあるが、そういった場に裁判所の職員が出向いて行って、今まで裁判所のことを知らなかった生徒に知ってもらうことも大切だ

と思う。

- 日々の業務の中で、家裁調査官の仕事は重要だと感じている。  
例えば、夫婦間の対立の厳しい離婚事件において、子の親権をどちらがとるのが争われている事案で、家裁調査官が調査をする際は、高い専門性が求められる上、調査結果が最終的な判断においても大きなウエイトを占めることになる。家裁調査官は、このような重要な職務を担っており、ここに能力のある人材を送り込む必要があると感じている。心理学などの専門分野を真剣に学び、科学的に判断できる力をもった人材が求められるのではないか。

したがって、法律のみではなく、心理学や福祉の分野をしっかりと学んだ人に、家裁調査官として専門性を発揮してもらいたいし、採用広報の場面では、心理、福祉を扱う学部、大学院へアピールし、専門分野を学ぶ学生に対し、家裁調査官の仕事のやりがいを伝え、優秀な人材を確保してほしい。

- ◎ どのような大学に対して採用広報活動を行っているか紹介してください。
- ◇ 九州大学、福岡大学、西南学院大学等に対して広報活動を行っている。単にチラシ等を配布するだけではなく、その大学を卒業した裁判所職員の当時の恩師のつてを利用してゼミに出向き、後輩とディスカッションしたり、講義の1コマを使って家裁調査官から業務の説明をさせてもらったりしている。
- 大学で法律関係の講義を弁護士が担当している場合に、講義の一環として少年院や鑑別所の見学をすることがあるが、そのような機会に家裁調査官に話をしてもらえれば、進んで講義の時間を提供してもらえと思う。
- インターンシップや模擬面接を行っているとして、学生から、「仕事

のイメージが湧かない」という声をよく聞く。裁判所の採用広報用パンフレットでも工夫されているように、学生に対して、自分の将来の仕事のイメージを具体的に把握させることが大切である。実際に、大学で業務を説明する際は、若い世代の者を派遣するようにしており、また、女性が出産後も第一線で活躍している姿に人気があるので、その辺りにも配慮して人選を行っている。

- 法律というものが社会にあって、それにまつわる仕事にはこういうものがあるということを、中学、高校の学校教育の中で浸透させていくことが、大きな意味では一番大事なことではないかと思う。

他方、即戦力の人材を求める採用広報活動においては、それぞれのターゲットに向かって説明会等を繰り返すしかないのではないか。

- ◎ 裁判所には日々たくさんの方が訪れるので、裁判所のことは知ってもらっていると考えてしまうが、全体から見ると裁判所を訪ねる方はごく一部であり、よく知っていただくためには、こちらから能動的な働きかけをしていかななくてはならないということを改めて感じた。

ただ、日々の仕事がある中で、出前講義などを頻繁に行うのも難しいと思われるが、いかがか。

- 私自身、出前講義の経験はないが、つい先日、福岡家裁で、私立中学2年の女子生徒約10人が参加する説明会があり、質問コーナーで生徒さんからの質問に答える機会があった。予め10項目くらいの質問事項を提出してもらっていたが、それ以外にも、「裁判所で働くためには今から何をすればいいか」等、色々と質問があった。

裁判所は比較的女性職員の割合が高く、女性にとっても働きやすいし、育児との両立もできるということを話したところ、ある生徒が目を輝かせて話をきいてくれた。質問コーナーの後の審判廷見学では、その生徒が「私ここに座る！」と言って喜んで裁判官席に座っていたそうである。

きちんと時間をとって皆さんにこのような話をしていくことは必要なことなのだと改めて実感した。

- 先程から話に出ているSNS等の活用について、組織としての品位を保った内容を定期的に掲載し、そして、多くの方に読んでもらうことは、経験上、非常に難しいと感じている。それらのバランスを保つために、チームとしてどういう形でやっていくのか、心が折れないような態勢を作る必要があると思う。

(7) 次回テーマ

少年の補導委託について（仮題）

(8) 次回期日

平成29年6月13日（火）午後1時30分